

～ 後期高齢者医療に加入している方へ ～

高額介護合算療養費制度について

1. 高額介護合算療養費とは？

同一世帯に属する後期高齢者医療の被保険者が、8月1日から翌年7月31日までに支払った医療費の自己負担額と介護保険の自己負担額を合算し、下記の表と比較した結果、限度額を501円以上超える場合、被保険者からの申請により超えた金額をお返しする制度です。

平成21年度分については、平成21年8月1日から平成22年7月31日までに支払った自己負担額となります。

2. 支給対象者

申請が必要な方には、山形県後期高齢者医療広域連合から「高額介護合算療養費の支給申請のお知らせ」が届きます。申請は毎年必要です。

※計算期間の途中で山形県後期高齢者医療制度の被保険者資格を喪失（死亡、県外への転出）された方には、介護保険での自己負担の状況が把握できないため、今回のお知らせを送付しておりません。

3. 申請・相談窓口

お知らせの裏面の申請受付窓口に申請してください。申請に際して持参するものについては同封のお知らせの裏面をご覧ください。

4. 支給額を計算するときの限度額

所得区分		平成21年8月から 平成22年7月まで の自己負担額合計金額
現役並みに所得のある方		67万円
一般的な所得の方		56万円
非課税世帯の方	低所得Ⅱ	31万円
	低所得Ⅰ	19万円

※自己負担額とは、医療保険や介護保険が適用された分になります。

※医療保険では、入院時食事代、差額ベッド代などは自己負担額に含まれません。

介護保険では、保険外の介護（予防）サービス、入所時の食費、居住費、特定福祉用具購入費、介護予防住宅改修費などは自己負担額に含まれません。

裏面もご覧ください。

5. 実際の計算例

計 算 例 ①

世帯内の後期高齢者が一人、住民税非課税世帯（低所得Ⅱ）で、平成21年8月から平成22年7月までの12か月間の自己負担額が、

医療保険自己負担額 ⇒ 25万円 ①

介護保険自己負担額 ⇒ 17万円 ②

の場合。

12か月間の場合の自己負担額 = ①+② = 42万円

支給額 = 自己負担額42万円 - 限度額31万円 = **11万円**

【11万円の内訳】

医療保険分 = 11万円 × (25万円 / 42万円) = 65,476円

介護保険分 = 11万円 × (17万円 / 42万円) = 44,524円

計 算 例 ②

世帯内の後期高齢者が夫婦二人、住民税非課税世帯（低所得Ⅱ）で、平成21年8月から平成22年7月までの12か月の自己負担額が、

夫：医療保険自己負担額 ⇒ 8万円 ①

介護保険自己負担額 ⇒ 0円 ②

妻：医療保険自己負担額 ⇒ 4万円 ③

介護保険自己負担額 ⇒ 25万円 ④

の場合。

世帯の自己負担額合計 = ①+②+③+④ = 37万円

世帯の支給額 = 世帯の自己負担額合計37万円 - 限度額31万円 = **6万円**

【6万円の内訳】

夫の医療保険分 = 6万円 × (8万円 / 37万円) = 12,972円

夫の介護保険分 = 6万円 × (0円 / 37万円) = 0円

妻の医療保険分 = 6万円 × (4万円 / 37万円) = 6,488円

妻の介護保険分 = 6万円 × (25万円 / 37万円) = 40,540円